

裁判官弾劾裁判所事務局障害者活躍推進計画実施状況

令和6年8月7日

裁判官弾劾裁判所裁判長

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3第6項の規定に基づき、次のとおり障害者活躍推進計画の実施状況について公表します。

評価年度：令和5年度

1 目標に対する達成度

(1) 採用に関する目標

職員（障害者以外の者も応募可）の募集は行わず、障害者の採用もなかった。

(2) 定着に関する目標

対象者がいなかった。

2 取組内容の実施状況

(1) 障害者の活躍を推進する体制整備

障害者雇用推進者として、総務課長を選任済み（令和2年4月）。

(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

障害者の在籍がなかったため職務の選定及び創出の検討は行わなかった。

(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

障害者の募集・採用を行わなかったため、環境整備・人事管理についても具体的な取組みはなかった。

(4) その他

物品等の調達に当たっては、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、参議院が定めた障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針に沿って、障害者の活躍の場の拡大を推進した。

3 「目標に対する達成度」及び「取組内容の実施状況」に対する点検結果

(1) 「目標に対する達成度」

上記1のとおり、職員募集の機会がなかった。

(2) 「取組内容の実施状況」

上記2のとおり、障害者が在籍していない状況であるが、可能な限り障害者活躍推進計画に基づく取り組みを図った。

4 計画の見直し・修正

次年度も引き続き計画の趣旨に沿って対応する。